

香川県教育委員会 3月定例会会議録

1. 開催日時 令和5年3月30日(木)
開 会 午前9時00分
閉 会 午前11時10分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教育長	工 代 祐 司
委員	小 坂 真 智 子
委員	平 野 美 紀
委員	藤 澤 茜
委員	木 下 敬 三
委員	蓮 井 明 博

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長(兼)新県立体育館整備推進総室長	近 藤 誓 吾
教育次長(兼)政策調整監	海 津 洋
教育次長	金 子 達 雄
総務課長	藪 木 泰 伸
義務教育課長	三 好 健 浩
高校教育課長	吉 田 智
特別支援教育課長	藤 田 明
保健体育課長	宮 滝 寛 己
生涯学習・文化財課長	荻 原 絢 嗣
政策主幹(兼)総務課副課長	佐々木 隆 司
県立図書館副館長	三 好 修
総務課長補佐	本 田 実 治 博
義務教育課長補佐(兼)主任指導主事	中 田 祐 二
高校教育課長補佐	小 笠 原 千 里
高校教育課長補佐(兼)主任管理主事	長 林 真 司
高校教育課長補佐(兼)主任指導主事	渡 邊 謙
保健体育課長補佐(兼)主任指導主事	宮 崎 彰
生涯学習・文化財課長補佐	長 谷 川 江 里
生涯学習・文化財課長補佐	氏 家 紀 子
総務課副主幹	豊 嶋 千 秋
総務課副主幹	大 原 裕 次 郎
義務教育課主任指導主事	大 和 田 俊

高校教育課主任指導主事	川 東 芳 文
高校教育課主任指導主事	水 野 伸 吾
総務課主任	猪 池 美 智 子
総務課主任	西 村 達 也
高校教育課主任	三 谷 進
高校教育課主任	高 森 俊 介
保健体育課指導主事	増 田 一 仁
生涯学習・文化財課指導主事	野 崎 雄 三
総務課主任主事	田 中 一 成
総務課主任主事	児 玉 隆
保健体育課主任主事	内 原 佑 扶 子
生涯学習・文化財課主任主事	安 藤 瑞 基
生涯学習・文化財課主事	尾 平 俊

傍聴人 1名

5. 会議録の承認

2月7日に開催した定例会の会議録署名委員の平野委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあること」に該当するため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

7. 議 案

○議案第1号 専決処分事項の承認（令和5年2月香川県議会定例会に提案された教育委員会関係議案（追加提案分）に対する意見について）

総務課長から、令和5年2月香川県議会定例会に提案された教育委員会関係議案（追加提案分）に対する意見について、教育長専決により異議のない旨、申出を行ったことについて諮る旨、説明。

【質疑】 無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 香川県個人情報保護条例施行規則の改正について

総務課長から、改正個人情報保護法が令和5年4月1日から施行されることに伴い、その施行に関し必要な事項を定めるため、香川県個人情報保護条例施行規則の全部を改正することについて諮る旨、説明。

【質疑】

<平野委員>この規則改正により、教育委員会での事務手続きは何か変わるのか。

<総務課長>特に変わらない。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

総務課長から、「公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の施行に伴い、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正することについて諮る旨、説明。

【質疑】 無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第4号 へき地手当等に関する規則の一部改正について

総務課長から、香川県立小豆島みんなの支援学校の新設に伴い、へき地手当等に関する規則の一部を改正することについて諮る旨、説明。

【質疑】

<平野委員>根拠となる法律が「へき地教育振興法」であるため仕方ないのかもしれないが、「へき地」という名称を変更することはできないのか、「へき地」という言葉に違和感がある。

<教育長>「へき地手当に準ずる手当」の支給割合が6年目に下がり、7年目からなくなるのはなぜか。

<大原副主幹>基本的にはへき地等に勤務する教職員全員に対し「へき地手当」が支給されており、これが「へき地手当に準ずる手当」と併給可能となっている。この「へき地手当に準ずる手当」の支給対象は、異動に伴い住居を移転した者と

され、ベースとなる「へき地手当」も支給されていることから、一定期間の加算として時限設定されている。

＜小坂委員＞「へき地手当に準ずる手当」は、異動に伴って住居を移転した者に支給されるとのことであるが、昨年度では、異動に伴って住居を移転した者は何名くらいいるのか。

＜大原副主幹＞小豆島中央高校であれば、教員の方は、濃霧等により船が欠航になって通勤できなくなっただけでなく、基本的には引越しをされていると聞いている。元々島在住の方は多くはいないため、かなりの人数の方が手当を受給していると認識している。小豆島みんなの支援学校においても小豆島中央高校と同様、かなりの割合で転居されると考えている。正確な数字は持ち合わせていない。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第5号 香川県情報公開条例施行規則の一部改正について

総務課長から、情報公開制度における公開の方法の見直し等を行うため、香川県情報公開条例施行規則の一部を改正することについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜蓮井委員＞情報公開請求の請求権者についての改正はないようであるが、香川県の現行の制度では、請求権者について県内に居住する者等の条件はなく、誰でも請求できるのか。

＜総務課長＞特に制限はない。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第6号 香川県立学校の管理運営に関する規則及び県立学校学則の一部改正について

特別支援教育課長から、県立特別支援学校の名称中「盲・聾・養護」に該当する部分を「視覚支援・聴覚支援・支援」に改めることに伴い、香川県立学校の管理運営に関する規則及び県立学校学則の一部を改正することについて諮る旨、説明。

【質疑】 無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第7号 博物館の登録に関する規則の改正について

生涯学習・文化財課長から、博物館法の一部が改正され、博物館の登録要件及び登録審査の手続き等が見直されたことに伴い、博物館の登録に関する規則の全部を改正することについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜蓮井委員＞現在、香川県に登録博物館は何館あるのか。

＜生涯学習・文化財課長＞登録博物館が12館、相当施設が3館の合計15館である。

＜蓮井委員＞その15館が登録博物館に移行することを期待しているということか。

＜生涯学習・文化財課＞今回の法改正では、経過措置として、現状登録されている博物館は5年間引き続き登録の効力を有することとされているため、この15館は5年間審査を受けなくても登録博物館の効力を有するが、5年の間に再度審査を受けなければ5年後には登録博物館ではなくなるため、引き続きこの15館は登録博物館としていきたい。また、これまでは民間等の博物館が博物館法の対象となっていなかったため、これらの博物館を登録博物館に引き上げた上で、定期的に教育委員会がチェックできる体制にしていきたいというのが今回の改正の趣旨である。一方で、登録博物館には、登録するメリットを考えていかなければならず、文部科学省においても検討しているところで、登録した後に定期的な報告を求められるため、義務が生じることとなる。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第8号 香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正について

総務課長から、博物館の登録及び登録の取消し等に係る事務について、その登録等の審査が定量的な基準による審査を中心に行われること等を考慮し、事務の見直しを行うため、香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正することについて諮る旨、説明。

【質疑】 無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第9号 教育功労者への感謝状贈呈について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第10号 香川県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第11号 香川県文化財保護審議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第12号 香川県立図書館協議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第13号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第14号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和6年度香川県公立高等学校入学者選抜について

高校教育課長から、令和6年度香川県公立高等学校入学者選抜の日程について説明。

【質疑・意見交換】

＜平野委員＞一般選抜の追学力検査等とその後の合格者発表までの日数が、今年度は中3日だったところ来年度は中1日となっている。事務手続上、タイトな日程になって大変ではなかろうかと思うが、何故このような日程になっているのか。

＜高校教育課長＞他の行事等との関係で、このような日程になっている。また、今年度の場合、コロナに関する特別の追検査があったことも関係するが、来年度はコロナが5類に移行するため、コロナに関する特別の追検査はもう実施しなくてもよい状況になるだろうと考えているため、このような日程となっている。追検査を受検する者はそれほど多くないことから、問題ないと考えている。

＜教育長＞コロナ禍以前に戻ったということか。

＜高校教育課長＞そのようなイメージである。

＜小坂委員＞従来であれば、一般選抜は火曜日、適性検査と面接が水曜日であったと記憶しているが、木曜日と金曜日に代わったことには理由があるのか。

＜高校教育課長＞曜日の巡りが要因である。3月5日(火)に学力検査を実施すると
なると、4日(月)に準備を行うこととなる。それにより、高等学校の卒業式が
3月1日に集中してしまうという問題が生じる。入試をもう1週遅らせることも
考えてみたが、後半の作業がタイトになるため、この日程で実施したい。

＜小坂委員＞ということは、来年の卒業式は、1、4、5日の3日間で実施するこ
とになるということか。

＜高校教育課長＞そのとおりである。

○その他事項2 香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する
総合的なガイドラインについて

保健体育課長から、香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等
に関する総合的なガイドラインについて説明。

【質疑・意見交換】

＜教育長＞部活動ガイドラインは、中学校版と高等学校版に分かれており、今回は
その中学校版を改定するということか。

＜保健体育課長＞そのとおりである。

＜教育長＞各市町は素案をお見せし、ある程度了解しているということか。

＜保健体育課長＞これまで何度か話をしているところであるが、今後、各学校とも
連携を進めていきたい。また、各市町においてそれぞれに応じたガイドラインを
考えていただくこととなる。

＜小坂委員＞先生方自身が、部活動の在り方についてどのように考えているのかア
ンケート等実施しているのか。

＜保健体育課長＞県教委から先生方に、直接アンケートを実施したことはない。市
町教委とは連携しており、市町において先生方の意見を聞いているところもある
と思うが、県では直接実施していない。

＜小坂委員＞今後、実施することは考えているのか。

＜保健体育課長＞まずは、市町において現場の意見等を聞いていただき、それを県
に提供いただくこととなる。

○その他事項3 特別国民体育大会冬季大会の成績について

保健体育課長から、特別国民体育大会冬季大会の成績について説明。

【質疑・意見交換】

＜教育長＞20位台を回復するよう、頑張っていたきたい。